

今後の会議の進め方について（案）

1 会議の公開について

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議の開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報に掲載し、会議を開催することを原則とする。傍聴人数、申込みが必要かどうかについても掲載する。

（例）■府中市生涯学習審議会

○月○日（○）午後○時 府中駅北第2庁舎○階会議室／傍聴希望の方（先着5人）は前日までに、文化生涯学習課へ／問合せは同課（335・4394）へ

3 会議録の作成及び公開

会議後は、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は、確認の際は氏名を記載するが、公開時は、会長、副会長は役職名を記入し、その他の発言者は匿名とする。

○公開場所 市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、府中市ホームページ

○会議録の内容 会議名、開催回数、開催日時、開催場所、出席者（委員・事務局）、傍聴人数、会議内容

4 傍聴できる人数の制限等

傍聴できる人数は、おおむね5人程度とし、会議室の広さや新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮したうえで、会議ごとに決定する。また、傍聴希望者は、会議の前日までに担当課に申し込むこととする。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は、傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（裏面）を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する、ただし、配布する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。

府中市生涯学習審議会の傍聴について（案）

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 受付で住所、氏名を記入して、会議室の外でお待ちください。事務局
がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務
執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしないこと
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと
 - (3) 写真、ビデオ等での撮影、録音をしないこと
 - (4) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定すること
- 4 前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されると認めら
れる場合は、退場していただくことがあります。

- 7 審議会開催日程案について
次のとおり予定しています。

【令和5年度】全体会7回

No.	開催日程	主な内容
1	第1回全体会 令和5年4月25日(火)	委嘱・諮問伝達等
2	第2回全体会 令和5年6月	諮問事項について審議
3	第3回全体会 令和5年7～9月	諮問事項について審議
4	第4回全体会 令和5年7～9月	諮問事項について審議
5	第5回全体会 令和5年10月又は11月	諮問事項について審議 中間答申の作成
6	第6回全体会 令和5年12月	中間答申の完成
7	第7回全体会 令和6年2月	諮問事項について審議

【令和6年度】全体会5～7回を予定